

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	子育て支援短期利用事業実施の決定		
根拠例規及び条項	多治見市子育て支援短期利用事業実施規則(平成 18 年規則第 48 号)第 6 条第 2 項		
所 管 部 課 名	福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<p>規則第 6 条第 2 項に定めるところによる。</p> <p>規則第 6 条第 2 項 市長は、申請書を受け付けたとき、速やかに利用の要件、世帯の状況、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、子育て支援短期利用決定（延長）通知書又は子育て支援短期利用却下通知書により申請者に通知するものとする</p>	
	設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分機関 3 日</p>	
	設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			